

日本ローマ法研究会第7回大会参加記

森崇人

2024年3月4日(月)・5日(火)の両日、京都大学において日本ローマ法研究会第7回大会が開催された。今年も昨年に引き続き対面とオンライン(Zoom)の併用ハイブリット形式での大会開催となった。対面での参加者は両日ともに約10名が参加し、オンラインにおいても筆者がZoomの画面を開いていなかったこともあり正確な人数を把握できていないことが悔やまれるところではあるが、ご研究や学業が忙しい中で時間の合間を縫って随時多くの先生方や学生が参加する形となった。報告については報告数が8つと例年に比べて若干少なかったものの、内容に関してはいずれの報告も各報告者の深い考察と研鑽の成果を随所に見て取ることができ、貴重な勉強の機会を設けてもらったことに感謝すると同時に知的好奇心を大いに刺激される大変有意義な時間を過ごせたように思う。今大会は筆者自身、第2回大会以来、5年振り2度目の対面参加となった訳だが、やはり対面形式での研究大会はオンライン参加とはまた違う会場で次第に白熱していく議論やその内容にコロナウィルス流行前の活発な研究大会の姿を重ねるとともに、未だ完全とは言えないまでも少しずつではあるがそれらが取り戻されつつある現状に感動を覚えた。

今大会で行われた報告や要旨の内容については大会プログラムや報告要旨集等で周知されたものと一切相違なく、これらの詳細については本誌末尾に記載されているものを是非とも参照されたい。筆者自身、貴重な紙幅を割いて全報告ないし要旨の単なる繰り返しのみを記述する意図は毛頭ない。この場では筆者が特に興味・関心

を抱いた報告をいくつかピックアップし、議論全体の推移を追いつつその報告に対する所感を述べていきたいと思う。なお、以下で個別報告について言及する際には「佐々木報告<sup>1</sup>」のようにご尊名の一部や敬称を省略させていただくことにつき、ご報告者並びに読者の皆様にはあらかじめご容赦いただきたい。

筆者がまず取り上げたい報告は西村報告である。現在の *Corpus Iuris Civilis* 研究においては通例 *Digesta* を参照する際は Mommsen 大版、*Codex* を参照する際には Krüger 大版を用いている。今回の報告ではディオクレティアヌス帝勅法 C.4,39,7 について議論がなされ、Krüger 大版では当該法文中に「,」（カンマ）と「ut」が挿入され、「, sic (ut responsum est) vel ipsi」と校訂されている部分が存在する。この点につき報告者は写本による異文や *Glossa* にある註釈からこれまで解釈されてきた読み方とは別の読み方を提示した。つまり、Krüger による校訂に基づき当該法文は債権質入れ事例における債権者による債権売却権を承認する法文として理解されてきたのだが、今回の報告によれば当該法文は債権譲渡の際に譲受人が債務者に対して準訴権をもつことを述べている法文であり、債権者の権限の範囲を確定することをその内容としていないと理解される。このような問題提起に加え報告では関連した提言もいくつかなされたが、当該報告についての重点はここであるように筆者には感じられた。質疑応答の時間には問題となっている部分について一語一語の意味を詳細に検討しようとする主旨のものから *Codex* の編纂遍歴や形式にまで至るものなど多様な質問がなされ、それに対して報

---

<sup>1</sup> 報告順の記載は、本誌掲載の大会プログラム参照。

告者以外の参加者も議論に加わるなど大会が始まったばかりにもかかわらず積極的な議論が交わされた。Codex の理解に関しては非常に興味深いお話を聞くことができたことが印象に深い。旧勅法彙纂 (Codex vetus) が編纂されたのちに修正のため改訂されたものが現存するいわゆる勅法彙纂 (Codex repetitae praelectionis) であるが、前者が現存していない都合、現在では Codex の編纂原理がどのようなものであったかの議論が十分になされていないこと、加えて Codex には同一の法文が分断され編纂されている例があり、これらを組み合わせると事案再構成の可能性が——推測の域は出ないが——存在することが質疑の中で強調された。

筆者がこの場を借りて西村報告を挙げた理由はひとえにこの報告が筆者自身の史料研究に対する姿勢を見直すよい契機となったことにある。上述のように、今日の *Corpus Iuris Civilis* の解釈において Mommsen や Krüger といった偉大な研究者らの権威は非常に大きなものとなっている。彼らの校訂も可能性の1つに過ぎず、これを盲目的に真なるテキストだと信じて史料解釈に当たることは自分自身で法文解釈の可能性をつぶしている行為なのではないかと、報告を拝聴する中でハタと気づかされた。もちろん彼らの偉業すべてが間違いだと批判する意図はさらさらなく、ただ現在の我々が解釈しやすいように付された句読点などは写本にその存在はなかったのだと改めて認識したのみである。また一言に写本といっても今回の報告内でも4つ確認されており、その違いも報告内での論点になった。写本や註釈の違いを網羅してすべての史料解釈にあたることは多大な時間と労力を要し易々とできることではないと実感する一方で、せめてあらゆる可能性を検討しておこうという気概

をもって研究に邁進すべきであると改めて西村報告を聞いて感服の念を抱かずにはいられなかった。

次に取り上げたい報告は宮坂報告である。当該報告は報告者が参加したチュニジアでの現地調査にて得られた当時の絵画や建造物等の考古資料を、古代法文の解釈（エクセゲーゼ）やローマ法研究・教育全体へ活用可能かどうかを模索した例を報告したものだ。議論の流れとしては最初にチュニジアでの現地調査で得られた成果を報告し、その中の1つであるマゲリウスのモザイク画を例にとり、モザイク画中に記されている文章の中から古代ローマ法文に共通して用いられている単語を抽出し、モザイク画の文章を手掛かりとしつつそれら法文の解釈を行っていった。質疑応答では法文の解釈や単語の意義についてのものが多かったように思う。とくに“munus”、“legatum”、“fideicommissum”の語義についての議論が盛んになされていた印象である。

筆者自身古代ローマの考古資料には特に関心を寄せていて、自身の研究における興味関心の都合、沈没船やそこからの出土品ないしそれらの分布などは非常に興味深いトピックの1つである。当該報告要旨でも考古資料とローマ法との関連を研究の対象とするいくつかの著作が紹介されており、この関連性は日本のローマ法研究においても近年注目されているように感じる。法は人々の日々の生活に根ざしたものであり突如として生まれるものではないと筆者自身常に考えるところではあるが、当該報告は人々の営みから法を考える好例のように思える。当時の法学にひたむきに向き合うことはもちろん非常に重要なことではある。だが、時たま当時の世界に思いを馳せるとそこに意外なヒントが隠されているかもしれないと

宮坂報告を拝聴して感慨にふけた次第である。

以上2報告が特に関心を寄せたものであったが、これら以外の報告も非常に興味深いものばかりであったことは言うまでもない。また、報告時間外の議論も大変活発であった。筆者は両日開かれたランチ会と1日目の晩に催された懇親会に出席させて頂いたが、いずれの会でも報告内での議論の延長戦が繰り広げられていたように思う。とくに今年は大阪大学において9月にSIHDA2024が日本で初めて開催される記念すべき年ということもあり、国際学会での報告までの各人の研究方針や今大会での報告の反省点を振り返りSIHDAに生かそうという各人の意気込みが報告外の場でも感じられた。その一方で両会ともあくまでアンオフィシャルな場ということもあり、各参加者同士のとりとめのない話題やお互いの近況報告なども多くみられ、終始和気あいあいとした雰囲気に入れられ、年に数度の再会の場を喜んでいる先生方の姿も印象深かった。

本大会は全2日間の開催と長時間を費やすものであったが、それを感じさせないほど内容の凝縮されたものであったし、報告時間の内外を問わず参加者により生き生きとした議論が交わされ、総じて盛況の内に幕を閉じたように思う。末尾となってしまったが、毎年大会の円滑な運営にご尽力いただいている事務局の佐々木健先生、並びに会場の設備・設営にご協力いただいている京都大学の皆様、ご自身の研究成果を惜しみなくご教授していただいた報告者の皆様、時間のない中参加して下さった皆様、最後に私の拙い文章を最後まで読んでいただいた読者の皆様方に感謝の言葉を申し上げ、締め言葉とさせていただきます。